

フェリシアこども短期大学 休学に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、フェリシアこども短期大学学則第16条、第17条及び第18条の休学等の規定に基づき、休学及び復学に関し必要な事項を定めるものとする。

(休学手続き)

第2条 休学を願い出る者は、次に掲げる区分に応じ、当該期日までに保証人連署による休学願にその具体的な事由を記載のうえ、学生証の写しを添えて教務課に提出し、本学の学長の許可を得なければならない。

- ① 当該学年の春学期又は1年の休学を希望する者
当該学年の始まる前2月1日から6月末日まで
- ② 当該学年の秋学期の休学を希望する者
当該学年の8月1日から11月末日まで
- 2 次に掲げる休学事由に応じた書類を休学願に添えて提出しなければならない。
 - ① 病気又は負傷 医師の診断書
 - ② 出産・育児 母子手帳の写し又は出産に関する証明書等
 - ③ 介護 診断書・認定証等
 - ④ 渡航(私費による海外留学等) 留学先の受入証明書等
 - ⑤ 経済的理由 理由書
 - ⑥ その他 理由書
- 3 休学期間中の授業料等及び在籍料について
 - ① 1年の休学を許可された者は年額の授業料及び施設費が免除となり、在籍料6万円を徴収する。
 - ② 春学期又は秋学期の休学が許可された者は当該学期の授業料及び施設費が免除となり、在籍料3万円を徴収する。
- 4 第2項に掲げる休学事由のうち、第2号の出産を理由とした休学については半期に限り(保育園に在籍できなかった場合は延長)在籍料は全額免除とする。
- 5 休学期間中の授業料等を納付済みの場合には、休学在籍料を差引いた額を復学後の授業料等の費用に充当する。

(復学手続き)

第3条 復学を願い出る者は、次に掲げる区分に応じ、当該期日までに保証人連署による復学願を教務課に提出し、学長の許可を得なければならない。

- ① 春学期末に休学期間が終了する者は当該学年の8月末日まで
- ② 秋学期末に休学期間が終了する者は当該学年の2月末日まで
- 2 第2条第2項第1号の事由により休学した者が復学を願い出る場合は、復学願に、通学に支障のない旨を証明する医師の診断書を添えて提出しなければならない。
- 3 学長は、前項の報告を受けたときは復学の可否を決定し、その結果について、学長名で復学通知書を当該学生に対して送付する。